寄付者の皆様へ

公益財団法人　賀川事業団雲柱社
事務局

賀川事業団雲柱社への寄付金（賛助会費含む）は
税法上の優遇が受けられます。

公益財団法人 賀川事業団雲柱社は、寄付金の「税額控除」適用法人として2012（平成２４）年７月１２日に、東京都知事より証明を受けました。現認定期間は、2012年7月12日から2017年7月11日までとなっております。

これにより、当法人に対する個人の方の寄付について、確定申告の際、「税額控除」と、従来の特定公益増進法人（公益財団法人等。所得税法施行令第 217 条）に対して適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができるようになりました。

◇個人様の寄付の場合（以下の、いずれか一方を選択する）

１．「所得控除」適用の場合

その年の寄付金支出額　―　２千円＝所得控除額　　（従来の制度）

↑総所得額等の40%が上限

２．「税額控除」適用の場合

（その年の寄付金支出額　―　２千円）×　40%　＝税額控除額

↑総所得額等の40%が上限　　↑所得税額の25%が上限

確定申告の折に当法人が発行した領収書（寄付金受領証明書）と「税額控除に係る証明書」（同封）を添付する必要があります。必要書類等の詳細については、お近くの税務署、地方自治体にお問い合わせください。

皆様からいただく寄付金は、当法人の「寄付金等取扱規程」をもとに有効に使用させていただきます。賀川事業団雲柱社の事業活動にご理解とご賛同をいただき、ご支援をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人　賀川事業団雲柱社
Tel 03-3302-2855　Fax 03-3304-3599
Email　office@unchusha.com